

第 139 話〈樋の口〉の要約と参考資料

第 139 話〈樋の口〉の要約

「樋の口」は、土呂久鉦山と隣接するゆえに悲運を背負った農家でした。大正中期に亜ヒ酸製造の開始、その後も操業に協力。戦後亜ヒ酸製造が再開されると、谷を下った毒煙に直撃されて大きな被害を受けました。この家から健康被害を告発する運動が始まったのです。

第 139 話〈樋の口〉の参考資料

139-1 佐藤富喜男さんの怒り

川原一之のメモ

2019年7月25日、宮崎県環境管理課萩尾主幹と土呂久へ行き、宮崎大学生の土呂久フィールドワークに協力依頼したとき、富喜男さんが「年保のやつが亜ヒ酸を始めたばっかりに！」と憤りをぶつけるのを聞いた。牛馬墓地は甲斐徳松さんの土地。甲斐さんの親戚は土呂久にいない。

萩尾主幹の話（2022年2月22日、電話で聴取）

富喜男さんの怒りを憶えています。富喜男さん宅の土間で話を聞いたときと牛馬墓地に登るときも聞きました。暑い時期でした。

富喜男さんの生年：昭和11（1936）年2月

139-2 佐藤操、ツルエさん一家

操さんの父、佐藤敬さん

佐藤実雄さんの話（1978年12月2日聴取）

年保さんは敬さんのほか女の子2人がおった。女の子2人は5、6歳で死んだ。あそこの家は代々育たんと。敬さんは体が弱かった。痩せて、顔は亜砒に負けたように黒い。畑仕事はできん。よこいが多かった。昭和4年ごろ、「鶴」の三代土さんの妹スギヨさんと結婚した。敬さんに子ができんと、後継ぎがおらん。康男ができたとき、跡取りができたと言った。

*墓標：年保の長男、敬。昭和12年10月23日、29歳。

操さんの母、（甲斐）スギヨさん

佐藤一二三さんの話（1979年3月4日聴取）

操さんのお母さん（スギヨ）なんか、きれいな人じゃったけど、首なんか肌がかわい
そうような色をしちゃったです。私も若い時代に、首なんか出して歩けんごつあった。
佐藤仲治さんの話（1978年12月1日聴取）

「鶴」の三代士さんの妹。操と康男（操の兄、昭和10年7月7日6歳で死亡）の母。
敬が死んだあと、助夫婦と一緒に暮らせないので「わたしに暇をくれ」ち言うて、操を
置いて延岡の旅館に女中ででていたが、電気工夫と再婚して椎葉で死んだ。

*墓標：操の母、スギヨ。昭和27年5月25日、43歳。

操さんの兄、康男さん

佐藤操さんの話（1978年12月1日聴取）

私の兄。敬の長男。えらい熱が出て、三田井の中島先生に連れち行ったら「脳膜炎」
と言われた。鼻水がでたりしよった。亜ヒ酸で脳をやられて死ぬるが、ああいう死に方
じゃ。馬が壁をほうちあがるといっしょじゃ。

*墓標：助の孫、康男。昭和10年7月7日、6歳。

佐藤操さん

佐藤ツルエさんの話（1978年10月5日聴取）

操さんは「樋の口」におるとき生まれた。煙の中で生まれて育った。

佐藤実雄さんの話（1978年12月2日聴取）

根っからどうかあるのか、操さんは色白に病身で最初から胃が悪かった。

佐藤操さんの話（1980年7月29日聴取）

戦前は助さん夫婦と一緒に部落の中を逃げて回った。延岡にいたのは1年足らず。

操さんの妻、佐藤ツルエさん（大正13年2月15日生まれ）

佐藤実雄さんの話（1979年11月20日聴取）

ツルエさんが稲葉の製材所に出ていたころ、「非常に仕事をする」と評判になった。
助さんが、操の嫁女にと目をつけてもろた。

佐藤仲治さんの話（1980年3月17日聴取）

稲葉建設というのがあった。ここに、こどりで行きよった。「えらい真面目な娘がお
る」と、助さんに見込まれて、操の嫁にした。助さんはツルエさんが来て5、6年たっ
て（昭和27年8月22日、59歳）事故で死んだ。百姓したことなかったが、働き者じ
ゃある。鉾毒で田はダメ。苦労多かった。

佐藤ツルエさんの話（1980年3月19日聴取）

私は春目の稲葉六助さんがやっている落立の製材所に行っていた。人手のねえころ、
製材所に5、6人女が行きよった。山の道づくり、石を掘る仕事。助さんな、六助さん

と木材のつながりがあった。私を連れに来よらしたとき、助さんが話しよった。「田は全然だめじゃけど、トウキビども植えたらちっとはできる」。食糧難で自分で作って食べないかん時期だったけ、そういうことで、働いてみてくれんか、ち来らした。

*行政不服で提出した疫学調査記録によると、昭和 22 年惣見へ、25 年結婚。

139-3 樋の口の耕作の苦勞

佐藤ツルエさんの話（1971 年 11 月聴取）

私が樋の口に来たときは、鉾山で荒れてしもてですね。一生懸命に植えても、稲は 4、5 俵しかできんやっただです。殻が小さいとです。田んぼは草だらけ、入れ土したり、肥料を入れたりして、今ごろやっどできるようになりました。田に水を入れたら、ブスブスタぎっていかんとです。「ガスがあがる」ち言いよったです。足を入れてみると、たまたまが上がってくるとです。ブスみたいなもんが。水を入れると、固まりきらんとです。それで畑作しよりました。タバコ、野稲、大豆を。収入はなし、米を作らんといけんちいうことで。長女が 1 年生に入学する前に、田を 2 反ばかり開きました。やっど、まあ、米を買わずにたつごとなつたとです。

昔は稲がとれよったそうです。佐藤カジさんなんか、「ここの稲はよかった」と言いよらした。うちのばあちゃんたちが言わすとに、「むしろにひっくり返したほど、モミの美しいとがっできよった」

（昭和 30 年に亜砒焼きが始まってから）キュウリを植えちよったとですが、煙の出るときは、キュウリが一晩でたぎり湯をひっかけたごと、萎えてしもたですが。小豆を植えても、葉が落ちたですね。

鉾山長屋の跡地は、青年団を雇うたりして、一生懸命草を掘ったり……、ここは米を植えられん。焼き殻の下で、これの汁が流れていくところは米をあきらめた。焼き殻は、雨の日、へんな臭いがいして、台風ときは、焼き殻の水が滝が落つると、どンドン水が落ちてきて、こめえ道は川の流れになって、馬屋のうしろの谷に入る。うちの前の田んぼを焼き殻の汁があふれよった。

139-4 樋の口の土地の買戻し

佐藤ツルエさんの話（1980 年 3 月 19 日聴取）

戦争中に、樋の口所有のダンビュライト山と交換で戻つたのと、戦後に農地法（自作農創設特別措置法）で戻つたのと 2 回ある。

前者は、戦争中に中島が「交換してくれ」というてきた。樋の口が所有していたダンビュライトの山を渡した代りに、中島が所有していた「荒地」道の下の畑 3 枚、いま美芳さんところ（「車庫」）の田 3 枚が戻ってきた。

後者は、食糧が不足して、みなかつれ死にする時代。もと耕地は耕地に戻さないかんちゅう法律ができた。農地法で（「樋の口」が鉾山から）買い戻すことになって、いくらか持ちこたえて、こめえ紙に面倒なこつ書いてきよった。田と畑 21 枚が戻ってきた。まあ、安いたい。「樋の口」の家の下、道下 3 枚。馬屋の下 2 枚。物置の下、馬屋の上、ズリのでとる田、長屋の跡。

佐藤仲治さんの話（1980 年 3 月 17 日聴取）

農地法によって、中島が不在地主となり、県が取り上げて、本人に安く還元した。「樋の口」の田畑は田 7 枚、畑 7, 8 反。それを全部、屋敷もいっしょに買った。7 千円くらいで売った。それを 2~3 千円で県から買い受けた。しかし毎年、田をつくるが育たん。

*「不在地主」より「不耕地主」、即ち「耕作せざる所有者」と考えた方がよいのでは？
法律では「不耕作地」が買収の対象になっている。

コトバンクより

自作農創設特別措置法 〔名〕 自作農の創設を目的とし、合わせて農地・未墾地などの買収・売渡しの要件、手続などを定めた法律。昭和 21 年（1946）に制定され、農地改革の中心的な法律であったが、同 27 年廃止。

自作農創設特別措置法（「樋の口」の土地取得に関する条項）

第 1 条 [この法律の目的]

この法律は、耕作者の地位を安定し、その労働の成果を公正に享受させるため自作農を急速且つ広汎に創設し、以て農業生産力の発展と農村における民主的傾向の促進を図ることを目的とする。

第 3 条[買収する農地]

①左に掲げる農地は、政府が、これを買収する。

⑤第 1 項の農地の外左に掲げる農地で、都道府県農地委員会又は市町村農地委員会
が、命令の定めるところにより、自作農の創設上政府において買収することを相当
と認めたものは、政府が、これを買収する。

五、農地で所有権その他の権原に基きこれを耕作することのできる者が現に耕作
の目的に供してゐないもの

第 16 条[農地の売買]

①政府は、第 3 条の規定により買収した農地及び政府の所有に属する農地で命令で
定めるものを、命令に定めるところにより、その買収の時期において当該農地に就
き耕作の業務を営む小作農その他命令で定める者で自作農として農業に精進する
見込のある者に売り渡す

第 29 条[付帯施設の売渡]

- ①第 16 条の規定により農地の売渡を受けた者で命令で定めるものは、第 15 条の規定により政府が買収した農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地若しくは建物又は政府の所有に属する農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地若しくは建物で命令の定めるものを買ひ受けようとするときは、市町村農地委員会に対して申込をしなければならない。

樋の口の土地の買い戻し（字吹谷のみ）

土地登記簿台帳より

自作農創設特別措置法第 16 条による売り渡し

畑の合計 13 筆 1905 平方メートル（1.92 反）

自作農創設特別措置法第 29 条による売り渡し

宅地の合計 2 筆 902.47 平方メートル（樋の口の屋敷を含む）

139-5 土呂久鉦山閉山（1962 年 12 月）から和合会最後の総会（1965 年 8 月 16 日）
までの煙害関係議事

昭和 39（1964）年 3 月 7 日 定期総会

四、煙害被害者側から要望事項

次回へ保留

昭和 40（1965）年 2 月 25 日 定期総会

一、前回保留の煙害被害者側の要望事項

新任会長外二、三人旧役員同伴の上后日佐藤操氏宅にて相談する事

（和合会はこの日役員を改選し、会長が佐藤正四から小笠原徳一に代わった。昭和 35 年ごろから佐藤操宅裏のズリ堆積場問題で、鉦山、役場を交えて調停・補償がおこなわれていた。）

139-6 樋の口裏のズリ堆積場問題

復命書

昭和 35 年 2 月 4 日から 2 月 12 日まで現地調停に参席、復命いたします。

産業課 主事 田上辰巳

町長 佐藤寿殿

一、陳情の相手方たる佐藤操（土呂久）氏を交え、当時の仲裁人 3 名（地元）、土呂久鉦山側 2 名、農業委員 7 名、事務局 2 名

右の構成人員をもって現地調査に入り、午後 1 時これを終了し、一応当会として

の結論を出すべく鉾山事務所に引揚げ協議をなし、左の如き調停案を作製す。即ち、

(一) 現状よりして先ず家の危険を除去する為、現在の石垣（住家の上約 2 間）の床堀ある線に完全な防壁を設置する。但し設置後は家屋の方向に向っては鉾さいを棄てざることを。（現在の主たる鉾さい棄場といえども危険なしとせず）

(二) 図面中

(イ) 4 筆中の現況、畑地外の荒地は鉾山に売却しても可

(ロ) 一ヶ所は地主の希望なれば、そのまま可

139-7 樋の口所有地のズリ山使用料問題

佐藤ツルエさんの話（1980 年 3 月 19 日聴取）

心配ごと相談に行った（1970 年 11 月）あと、町役場に行った。鉾山から「ズリを何十度勾配に埋めさせてくれんか」と言うて来た。狭めえ段々の田に草が青々としとった。そんなとき、農業委員会のもんが押しかけてきて、天野助役も来て、「あすこ（ズリ埋め立て）さする代わりに、うちに土地を戻してくれ」となった。「よかろう」「どこを戻すか」「あっこ、ここ戻せ」となった。うちん山になつとると思つたら、ホーさんが「ちょっと聞いたけど、そこはあんたこの土地じゃるか」と言うてきた。「登記上はそうなつとらん」と言う。それで役場に言うて行つたら、清夫さんが来て、あんやつ（昭和 35 年 2 月 12 日の復命書）を見せてくれた。こん中には、うちに有利なことはない。それで法務局に行つたりするようになったら、後藤貢が 5 万円くれたつたい。（昭和 46 年 3 月 2 日、ズリ使用料として鈴木仙から役場を通じて佐藤操が受け取った 5 万円）公害で 5 万円の銭もろた。それで、鶴さんやうちん者が元気出した。それから、こん騒動がこげなつちよると。

佐藤操さんの話（1971 年 11 月聴取）

鈴木仙から役場を通じて「田畑による被害」として 5 万円を受け取った。農地への損害であり、精神的・肉体的損害ではない。

領収書

土呂久鉾山御中

一、 金 五万円也

上記のとおり、まさに領収いたしました。

宮崎県西臼杵郡高千穂町

氏名 佐藤操

誓約書

土呂久鉾山が使用した私名義の高千穂町大字岩戸字吹谷に所在する農地において前鉾山使用中から現在までの使用料として 5 万円受取ました。

今後此の件については一切の苦情を申し立てないことを誓約します。

昭和 46 年 3 月 2 日

佐藤操

高千穂町役場 後藤貢殿

(*樋の口の家や裏のズリ山の所在地は「字吹谷」)

139-8 心配ごと相談から人権相談へ

「記録・土呂久」(土呂久を記録する会編) P21~P22 より

1970 (昭和 45) 年 11 月のある日、「樋の口」のツルエは土間で仕事をしながら、有線ラジオから流れてくる NHK のラジオニュースを聞いていた。

「岐阜県神岡町の玄米からカドミウムに汚染された米が見つかり、農協の保管米 850 トンの出荷が停止されました。汚染米が見つかったのは、神岡鉦山の鉦滓堆積場の下流 2 キロの一带で……」

イタイイタイ病の原因になるカドミウム汚染米がその年も見つかった、というニュースに、ツルエは「もしや」という不安にとらわれた。「樋の口」の屋敷のすぐ裏に、ズリ山と呼ばれる 30 メートルほどの小山がいまにも家をおしつぶさんばかりに迫っており、その山を通った雨水が流れ込む田圃では稲が平常の半分にしか育たないのだ。ズリ山は、8 年前まで操業していた土呂久鉦山の鉦滓や廃石を積み上げた人工の山である。成育の悪い自分のうちの稲にもしもカドミウムが入っていたら……。入院中の夫操の病気が案じられて、ツルエは丈の短い藁束を手にとると、高千穂町主催の心配ごと相談の会場へ飛び込んだ。

「ラジオでえらいカドミカドミと^{おら}叫びよるが、うちへの米にもカドミが入っとらせんかの」

心配ごと相談ではらちが明かず、ツルエは次に宮崎地方法務局が高千穂町内で開いていた人権相談の会場へ駆け込んだ。全国的に沸騰する公害問題に対処するため、宮崎県の人権擁護委員連合会が 1 か月前に公害による人権侵犯に積極的に取り組むことを申し合わせたばかりであった。法務局高千穂支局の対応は迅速で、その 6 日後に土呂久鉦山跡へ調査に出向く。

139-9 人権相談

朝日新聞宮崎版 (1970 年 12 月 1 日) のお知らせ

無料人権法律相談所を開設 県人権擁護委員会連合会と地方法務局が人権週間 (4 日～10 日) を機に次の日程で。

▽8 日 児湯郡高鍋町役場、南那珂郡南郷町役場、日向市役所、高千穂信用組合

